

## 令和7年度第2回 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

### 1 日時

令和8年3月24日（火）午後2時から午後3時30分まで

### 2 場所

修徳ビル 中会議室

### 3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、宇野委員、熊谷委員

（県）

県土マネジメント部 安井部長、大澤次長、六車防災政策官

喜多仲建設産業課長、奥田技術管理課長

### 4 議事

#### （1）入札契約制度改革の方向性について

事務局から資料について説明し、意見交換を行った。

### 5 主な発言

#### （1）建設工事の価格公表時期等について

- ・総合評価落札方式についてのアンケートの結果を見ると、技術提案評価型から企業技術者評価型への転換や企業チャレンジ評価型の適用は、改定趣旨に沿った一定の成果が出ていると認識。
- ・予定価格を国の方針に従い事後公表に移行することについては、制度運用ができる体制に課題があると考ええる。
- ・事後公表への移行に負担を感じる意見もアンケートで現れている。県、業者の双方に積算に係る課題があるが、県側の違算抑制の取組として、積算システムの改修や情報共有の手法は有効で妥当と考ええる。他方で、業者側の見積能力については十分には整っていないと思われるため、低入札価格調査基準価格等の適用範囲の拡大や予定価格の事後公表は、様子を見ながら少しずつ対象を広げていくことが適当と考ええる。
- ・県が示す方向性でよいのではと思う。
- ・予定価格については、最終的には事後公表を目指すことになると思うが、アンケートの結果を見る限り時期尚早と考ええる。
- ・低入札価格調査基準価格の事後公表については、アンケートの結果を見ると、総合評価落札方式に参加されている業者からは賛成という意見も多いので、現在の状況を継

続することでよいかと思う。

- 最低制限価格については事前公表を継続するとのことだが、事後公表の実施に向かっていく流れからすると、改定する場合もいきなり事後公表に変更するのではなく、下位等級の業者が前もって体制を整えられるような周知期間を置くことが必要と考える。
- 違算発生の抑制については、積算システムの改修や情報共有により原因を分析し対策されているとのことなので、現状はそのようにするしかないと思う。積算システムを改修しても新たな問題が生じる可能性もあるが、当面はこれでよいかと思う。
- 低入札価格調査基準価格の事後公表については、アンケートの結果を見ると業者の負担はあるものの競争性が向上した点について評価されていることが見て取れる。そうすると、予定価格についても事後公表に向けて検討していくことになる。
- 予定価格の事後公表に当たっては、業者に対し前もって周知することや、県としても違算が発生しないよう積算システムの改修を実施することも周知していくとよいのではないか。また、概ねの実施時期が見込めるのであれば、そこを目指して段階的に実施していてもよいのではないか。
- 総合評価落札方式の型式について、アンケートの結果を見ると企業技術者評価型への移行については評価が高く、業者の負担が減っているのではないかと思う。一方で、元請け工事实績の少ない業者に対しては不利という回答もある。これに対しては、企業チャレンジ評価型等で対応いただいていると思う。また、技術力に関係しない評価項目が含まれているという回答もあり、項目については適宜見直しが必要であると感じる。
- 予定価格はしばらく事前公表を継続するが、最終的には国と同じく事後公表へ移行するべきと考える。ただし、実施時期については検討が必要であり、格付けの等級が高い業者に発注するものから対象とするのか、下位の等級の業者に発注する最低制限価格を設定するものも対象としていくのか等進め方についても検討が必要である。
- 例えば、等級が高い業者は（低入札価格調査基準価格の事後公表を実施中の）国や府県の入札にも参加しており、予定価格が事後公表になっている入札に慣れている可能性もある。実施する場合は、そのような業者を対象に実施したり、比較的設計や積算がシンプルな工事から実施し、徐々に他の工事に拡大させていく方法も考えられる。
- 違算への対応については、現状の対策でも不足するようであれば、そのときの状況を鑑みて対応を追加すべき。
- 総合評価落札方式については、技術提案型の件数がかなり減少している。より高度な技術を使わないと施工できないものや、周辺環境への影響を問われるものを中心に技術提案型を実施いただきたい。また、企業技術者評価型を適用した工事について、工事目的物に対する影響等、何らかの評価を行うことで、工事の品質に影響がないことを確認する必要があると考える。

## (2) 建設工事関連委託の価格公表時期等について

- ・アンケートの結果を見ると、建設工事と同様に予定価格の事後公表については負担を感じる業者も多いことから、予定価格は事前公表を継続されるのが良い。
- ・低入札調査基準価格、最低制限価格の事後公表への移行については、複数業種を登録されている業者も多く、また、業務内容も案件ごとに異なることから、前回委員会で意見があった段階的な導入は難しく、一括して事後公表とすることには合理性があると考えられる。
- ・事後公表に伴う県の事務コストの増加、ダンピング対策、品質確保の問題への対応として、総合評価落札方式における価格評価点の見直し、低入札価格調査の辞退制度、管理技術者の専任制の検討は妥当と考える。このうち、価格評価点の見直しについては影響が大きく、業者の企業努力によりコストを下げる動きもあることから、事後公表に伴う影響を考慮して慎重に進めるという県の考えは妥当と考える。
- ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事後公表については、発注金額によって試行的に導入する方法についても検討の余地がある。
- ・低入札価格調査の辞退制度の導入について、特定の業者が低入札価格調査基準価格を大きく下回る金額で入札することが続くのであれば、入札に対し不誠実な行為を行っているとして何らかのペナルティを与えてもよいのではと思う。また、低入札価格調査基準価格未満での契約は現在実績がないとの話もあったが、低入札価格調査基準価格未満で契約する場合には管理技術者の専任制という条件が付くことが公告で記載されることになる。この条件は、例えば一千万円程度以下の業務であれば一人分の人件費も出ないような厳しい条件になる可能性がある。
- ・価格評価点については確かに企業努力もあると思うが、低入札価格調査基準価格からあまりにも離れた金額のものは点数を上げない、もしくは下げるべきと考える。今後とも検討いただきたい。
- ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格については事後公表とし、予定価格についても最終的には事後公表を目指すという方向性で進めるべきと考える。
- ・低入札価格調査における辞退制度の導入については、辞退制度がなければ調査が数週間かかり、事務負担も大きいと思われる。導入することは必要だが、辞退制度があることを理由に見積が不十分なまま入札に参加するような業者が散見されれば再考する必要がある。
- ・低入札価格調査基準価格未満で落札、契約に至った場合の品質確保対策の強化という観点から管理技術者の専任を求めることについては、業者への負担の程度が分からない部分がありバランスが難しいが、応札が減ってしまう懸念もある。価格評価点について、現状を継続する県の方向性には賛同するが、管理技術者の専任制とあわせ、どう品質を確保するのか、事後的にチェックすることはできないのかなど、人件費のダンピングのチェックについても検討の余地があると考えられる。

- 県が示す方向性でよいのではと思う。
- アンケートの結果を見ると、業務負担の増加についての懸念も読み取れるが、予定価格の事後公表を目指すのであれば積算能力の向上も必要と考える。
- 低入札価格調査基準価格未満で契約をした場合に品質確保対策の観点から、管理技術者の専任を求めることについては、業者の負担が大きくなる側面もあるが、応札価格と業務体制のバランスを意識した入札行動を促す効果もあるのではという考え方もあるように思う。
- 価格評価点の算出方法については、県の方向性で良いのではと考える。